

暴風警報・大雨警報時等の措置

1．三重県に暴風警報が発令された場合の授業(定期試験を含む)は、休講とし、以下のとおり取り扱うものとします。

1)三重県北部又は中部区域のいずれか一方の区域に発令された暴風警報が午前7時まで解除されない場合は、午前中の授業(定期試験を含む)を休講とする。

2)三重県北部又は中部区域のいずれか一方の区域に発令された暴風警報が午前10時まで解除されない場合は、午後の授業(定期試験を含む)を休講とする。

2．三重県北部又は中部区域のいずれか一方の区域に大雨・洪水警報が発令され、本学周辺に洪水が発生又はそのおそれがある場合は、教育担当理事は、各学部長、共通教育センター長及び国際交流センター長に休講措置を指示するものとする。

3．三重県北部又は中部区域のいずれか一方の区域に大雪警報が発令され、交通機関への影響により通学が困難である場合又はその恐れがある場合、教育担当理事は、各学部長、共通教育センター長及び国際交流センター長に休講措置を指示するものとする。

4．上記1・2・3以外の場合において、授業(定期試験を含む)を実施することが困難であると予想される場合、教育担当理事は、各学部長、共通教育センター長及び国際交流センター長に休講等の適切な措置を指示するものとする。

5．交通スト又はその他による交通途絶の場合の取扱いについて

交通スト又はその他により交通が途絶したため学生が授業(試験を含む)を欠席した場合、学生の届出により授業担当教員はその学生が通学不能であったと判断した場合は、本人の不利益にならないよう配慮するものとする。